

独立行政法人労働者健康福祉機構 中期目標（目標設定関係抜粋）

第1 中期目標の期間

平成16年4月から平成21年3月までの5年とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

3 労災病院の再編による効率化

労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、37病院を30病院（5病院を廃止し4病院を2病院に統合する）とする労災病院の再編を、定められた期限（平成19年度）までに行うこと。

4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止

休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 療養施設の運營業務

(1) 勤労者医療の中核的役割の推進

中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。

① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の12分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。

また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。

② 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（※1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（※2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（※3）実施すること。

また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。

（※参考1：平成14年度実績 17,887人）

（※参考2：平成14年度実績 7,838人）

（※参考3：平成14年度実績 855人）

③ 勤労者医療の地域支援の推進

労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。

④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

ア 労災病院においては、別紙に示された12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。

なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。

イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。

(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。

（※参考：平成14年度実績

医療リハビリテーションセンター	75.4%
総合せき損センター	78.8%

3 健康診断施設の運營業務

海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。

- (1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上(※)確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。

また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。

(※参考：平成14年度実績12,414人×5年間の5%増)

- (2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。

また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。

4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運營業務

産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。

- (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(※1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。

また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(※2)実施すること。

なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。

(※参考1：平成14年度実績1,916回×5年間の5%増)

(※参考2：平成14年度実績9,098件×5年間の5%増)

- (2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助

ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。

また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監

督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。

6 未払賃金の立替払業務

(1) 立替払の迅速化

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内(※)とすること。

(※参考：平成14年度実績 43.7日)

(2) 立替払金の求償

代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

7 リハビリテーション施設の運營業務

リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上(※)とすること。

(※参考：平成10～14年度実績 21.0%)

8 納骨堂の運營業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。

(別紙2)

独立行政法人産業安全研究所中期目標（目標設定関係抜粋）

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成13年4月から平成18年3月までの5年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

4 成果の積極的な普及・活用

(1) 学会発表等の促進

中期目標期間中における学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ300回以上及び200報以上とすること。

独立行政法人産業医学総合研究所中期目標（目標設定関係抜粋）

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成13年4月から平成18年3月までの5年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

4 成果の積極的な普及・活用

(1) 学会発表等の促進

中期目標期間中における学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,000回以上及び400報以上とすること。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標（抄）

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成18年4月から平成23年3月までの5年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 成果の積極的な普及・活用

調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。

(2) 学会発表等の促進

中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。

独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標 [目標設定関係抜粋]

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成19年3月までの3年6箇月とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 労働政策についての総合的な調査研究

現在、我が国が直面する別紙に掲げる中長期的な労働政策の課題に係る調査研究テーマのほか、行政及び国民各層のニーズを踏まえたテーマについて、政策の企画立案等に資する質の高い成果を出していると認められること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

(1) 政策の企画立案等に資するために、中期目標期間中において一定の外部評価を受けた研究成果の発表を120件以上とすること。

(13年度及び14年度の平均 年26件)

(2) 調査研究事業について、有識者を対象としたアンケート調査により、3分の2以上の者から「有益である」との評価を得ること。

2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理

労働に関する政策研究や政策議論に資するよう、内外の労働事情、各種の統計データ等を機動的に収集・整理すること。

3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣

各国で共通する労働分野の課題について、各国の研究者、研究機関とネットワークを形成し、相互の研究成果の交換、活用を図ることによって、労働問題の情報を共有し、政策の企画立案等に貢献すること。

4 調査研究結果等の成果の普及・政策提言

調査研究等の成果を迅速に関係者に情報発信することにより、その普及を図るとともに、調査研究等の成果を積極的かつ効果的に活用し、定期的に政策論議の場を提供すること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

- (1) 調査研究等の成果について、ニューズレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信すること。
- (2) 中期目標期間中におけるホームページへのアクセス件数を2,100万件以上とすること。
(12年度から14年度までの平均 年456万件)
- (3) 中期目標期間中におけるフォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を39件以上とすること。

5 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修

研究員による研究成果を活かし、第一線の労働行政機関で実際に役に立つ能力やノウハウが取得できる研修を効果的に実施すること。

併せて、研修の場を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かすこと。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

- ・ 研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から「有意義だった」との評価を得ること。

(別紙)

【労働政策の課題に係る調査研究テーマ】

- ①失業の地域構造分析
- ②労働条件決定システムの再構築
- ③我が国における雇用戦略
- ④多様な働き方を可能とする就業環境及びセーフティネット
- ⑤企業の経営戦略と人事処遇制度等の総合的分析
- ⑥職業能力開発に関する労働市場の基盤整備
- ⑦仕事と生活の調和を可能とする社会システムの構築
- ⑧総合的な職業情報データベースの開発
- ⑨ホワイトカラーを中心とした中高年離職者等の再就職支援